

令和 2年 8月 31日

門真市発注の入札に係る質問・回答書

件 名 公園遊具更新工事

	質 問	回 答
1	複合遊具は桁等購入費に該当するとの先に回答がありました。マット等の付属品を含めて複合遊具と考え桁等購入費に該当すると思えばよろしいのですか。 又、複合遊具の運搬費も「材料費は現着まで」との考えより桁等購入費に該当するのですか。	マット等の付属品については、カタログ製品単体のものになりますので、桁等購入費には算入していません。また、複合遊具の運搬費につきましても、桁等購入費には算入していません。
2		
3		
4		
5		

回 答	(e-mailアドレス) keiyaku@city.kadoma.osaka.jp
	門真市 総務部 総務課 契約グループ
	電話06 (6902) 5746 (内線2216~2218)